

11. 旧軍人等韓国人遺骨の引渡問題

(先方お問題提起した場合の
応答要領)

戦没旧軍人軍属等の残存遺骨
引渡しの問題については、~~1923年~~ 1923年

423年

提案した解決案につき、韓国側も
了承したものと考えている。

解決案の骨子 (詳細は参考(4))

- (1) 1年向遺骨リストを公示する。
- (2) 遺族が判明した場合は、確認の上引渡す。
- (3) 公示後1年を経過した時点でなお遺族が判明しない場合は
- (4) 韓国を本籍地とする者の遺骨は条件を付して韓国政府に一括引渡す。

(17)

[参考]

(1) 正当な遺族が確認されに遺骨については
1971年11月246柱をわが方全費にて韓国に

~~送~~ 移送し、韓国政府係官立会のもとに遺族
代表に引渡し、~~其~~ 1994年12月

911柱をわが方全費にて韓国に輸送して
韓国政府に引渡し、韓国政府に遺族に
引渡し~~を~~に。

(2) 現在1,169柱の遺骨が目黒祐天寺に
未引渡しのおき安置されており、正当な

遺族からの要請を次第、直ちに引渡し

するようになっている。

人
件

(3)

